

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の
1箇月についての拘束時間の延長に関する協定書

株式会社 運送 代表取締役 と、株式会社 運送労働組合 執行委員長
は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（労働省告示）第4条第1項第1号
ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、 としてとする。
- 2 拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は 日とする。

月	月	月	月	月	月
時間	時間	時間	時間	時間	時間
月	月	月	月	月	月
時間	時間	時間	時間	時間	時間

- 3 本協定の有効期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、 日（ 日以上）前までに協議を
行い、変更を行うものとする。

平成 年 月 日

株式会社 運送
代表取締役

株式会社 運送労働組合
執行委員長

印

印